

一般財団法人さいたま住宅検査センター建築物調査業務約款

(総則)

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「乙」という。）は、エネルギーの使用の合理化に関する法律及びこれに基づく命令を遵守し、この約款及び「一般財団法人さいたま住宅検査センター建築物調査業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(責務)

第2条 乙は、善良なる管理者としての注意義務をもって、引受承諾書に記載された業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに完了しなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかに、これに応じなければならない。

3 甲は、乙の業務の遂行に必要な範囲内において、乙の求めに応じ、当該調査対象建築物に関する情報を乙に提供しなければならない。

4 甲は、乙の調査員等が業務の遂行に必要な調査ができるよう、調査の対象となる建築物及びその敷地に立ち入ることに協力しなければならない。

5 甲は、法第75条第5項又は第75条の2第3項の規定に基づく期日に十分余裕をもってこの契約をしなければならない。

6 甲は、建築物調査提出図書（規程第9条第1項各号の図書をいう。）には事実を記載しなければならない。

7 甲は、この契約に係る建築物調査の手数料を調査実施予定日の前日までに支払わなければならない。

(業務期日)

第3条 乙は、業務規程第10条第5項第3号イに掲げる業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までとする。

- 一 5,000㎡未満の住宅及び倉庫 引受承諾書に記載した受付日から14日を経過する日
- 二 5,000㎡以上の住宅及び倉庫 甲と協議のうえ定める日
- 三 5,000㎡未満の住宅及び倉庫以外 引受承諾書に記載した受付日から21日を経過する日
- 四 5,000㎡以上の住宅及び倉庫以外 甲と協議のうえ定める日

2 乙は、甲が前条第3項又は第5項に定める業務を怠ったとき、その他乙の責に帰することのできない事由により業務期日までに業務を完了させることができないときは、甲に対しその理由を明示したうえで、業務期日を延長することができる。この場合、必要と定められる業務期日の延長その他必要事項については甲乙協議のうえ定める。

(甲の解除権)

第4条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

一 乙が正当な事由なく、第3条第1項各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告しても、なお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をすることにより、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、既に手数料を支払っているときは乙にこれの返還を請求することができる。また甲は、この契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めを負わない。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているとき、乙にその賠償を請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは甲にこれを返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは甲にこの支払いを請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けている場合は、甲にその賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

第5条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

一 甲が、正当な事由なく、手数料を第2条第7項に規定する期日までに支払わない場合

二 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告しても、なお是正されない場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が支払われていないときは甲にこれの支払いを請求することができる。また乙は、この契約の解除によって甲に生じた損害について、その損害の責めを負わない。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その損害を甲に請求することができる。

(調査業務の責任の範囲)

第6条 乙は、建築物調査の対象となる建築物について、建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証を行わない。

2 乙は、建築物調査の対象となる建築物について、エネルギーの効率的な利用のための性能について保証を行わない。

3 乙は、建築物調査提出図書に虚偽があること、その他センターの責に帰することのできない事由

により、適切に建築物調査を行うことができなかったときは、建築物調査の結果について責任を負わない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(別途協議)

第8条 この約款に定めのない事項及びこの約款の解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定める。

(準拠法と紛争の解決)

第9条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。

2 この契約に関する一切の紛争に関しては、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

付 則

この約款は、平成23年7月25日から施行する。